

# 5月15日(日)は神崎町長選挙の投票日です

## 投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。

◎平成28年5月16日までに生まれた方

◎平成28年2月9日までに神崎町の住民基本台帳に登録され、引き続き投票日まで町内に住んでいる方

◇投票時間  
午前7時～午後8時

◇投票所  
第1投票所 神崎小学校体育館  
第2投票所 米沢小学校体育館

**投票日に用事がある方は期日前投票を**

◎投票期間  
5月11日(※)～5月14日(⊕)の毎日

◎投票時間  
午前8時30分～午後8時

◎投票できる方  
投票日に、仕事や買い物、

旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方

◎期日前投票所  
役場1階小会議室

※投票所入場券をご持参下さい。

**病院などに入院中の方は不在者投票を**

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)している方は、施設内で不在者投票ができます。

また、町外滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

**身体に障害のある方は郵便による投票を**

◎郵便による不在者投票で

①身体障害者手帳を持っている方  
・両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級の方

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障

害が1級または3級までの方

・免疫の障害が1級から3級までの方

②戦傷病者手帳を持っている方

・両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症までの方

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が特別項症から第3項症までの方

③介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方

◎郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便投票証明書」の交付申請をしてください。

※郵便投票証明書(7年有効)の交付をすでに受けている方は、投票用紙の交付の申請をしてください。

## 開票

午後8時45分～  
神崎ふれあいプラザ

## 適正な選挙の執行を!!

## 町選挙管理委員会委員決まる

各種選挙の管理執行を行うの選挙管理委員会を開き、神崎町選挙管理委員会委員が任期満了に伴い、3月15日開催の神崎町議会にて、新たに次の方々を選出されましたのでお知らせいたします。また、4月6日に初めて

### 神崎町選挙管理委員会委員(敬称略)



委員長職務代理 高柳力三 (神崎本宿)



委員長 竿伸一 (神崎神宿)



委員 久保田有信 (神崎本宿)



委員 山中章光 (四季の丘)

◎選挙に関するお問い合わせは、神崎町選挙管理委員会 (☎) 21111 内線(211)まで。